

## 第3次流山市環境基本計画（案）に係るパブリックコメント実施要領

### 1 件名

第3次流山市環境基本計画（案）についての意見の募集

### 2 目的

この要領は、第3次流山市環境基本計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

### 3 趣旨

流山市環境基本計画は、流山市環境基本条例第8条に基づく計画です。

平成27年3月に策定した第2次計画の計画期間が令和7年3月で終了することから、令和7年度から令和16年度までの10か年を計画期間とする第3次計画を策定するものです。

### 4 計画の概要

流山市環境基本条例第3条に定める基本理念を計画理念とし、環境面の総合的な基本計画とします。

環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものとし、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向、このほか施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

### 5 計画案

資料「第3次流山市環境基本計画（案）【概要版】」及び「第3次流山市環境基本計画（案）」のとおり

### 6 計画（案）の公表方法

#### （1）閲覧場所

環境政策課（市役所第1庁舎3階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、市内各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター（流山エルズ）、クリーンセンター

#### （2）市ホームページ

## 7 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

## 8 意見の募集期間

令和6年11月21日(木)～令和6年12月20日(金)【必着】

## 9 意見の提出方法

別紙様式(任意の様式も可)に、住所、氏名を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メール、ちば電子申請サービス又は環境政策課窓口で直接書面を提出してください。

## 10 その他

- (1) 御提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。
- (2) 電話、口頭などによる「9 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予め御了承ください。

## 11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 環境部 環境政策課

電話 04(7150)6083 FAX 04(7158)9777

電子メール kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp